

浦 監 第 363 号
令和 7 年 1 月 15 日

浦安市監査委員 町 田 清 英

浦安市監査委員 長 野 延 雄

浦安市監査委員 宝 新

監査結果に基づく措置の公表について

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、監査結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表します。

1. 監査の種類等 財政援助団体等監査
(令和5年4月1日～令和6年3月31日分)
2. 監査対象団体 浦安市老人クラブ連合会
3. 担当部署 福祉部 高齢者福祉課
4. 監査結果公表年月日 令和6年11月15日
5. 監査結果及び措置内容

	指摘・改善事項（課名等）	措置の内容
1	<p>浦安市外での会議等に参加する際の交通費等について、次のとおり内規どおりの運用となっていなかったことから内規についての見直しを求める。</p> <p>また、内規に沿った運用となっているかの確認に努められたい。</p> <p>① 「交通費請求書」にて請求することとされているが、異なった様式で請求しているものや、請求書がなく、出金伝票上に交通費等を記載しているものがあつた。</p> <p>② 自家用車利用時の走行距離に応じて支給される金額の支出について、距離加算方法の相違があつた。</p> <p>③ 自家用車利用時の乗車人数に応じて支給される金額を定めているが、「交通費請求書」の単価との相違があつた。</p> <p>(改善事項：浦安市老人クラブ連合会、高齢者福祉課)</p>	<p>市外に出かける際の交通手段及び交通費について（内規）については、一部運用方法に誤りがあつたことから、次のとおり内規どおりの運用とするよう改善しました。</p> <p>① 交通費に関しては、「交通費請求書」を用いて請求することを徹底しました。</p> <p>② 自家用車利用時の支給額は、走行距離20km以後は10km毎に加算することとし、距離加算方法の相違が無いようにしました。</p> <p>③ 「交通費請求書」様式の明細欄の単価を訂正しました。</p> <p>また、実績報告の確認の際には、添付書類を基に内規に沿った運用となっているか確認するよう努めます。</p>
2	<p>連合会の予算執行における補助対象経費の支出について、令和4年度の支出分を令和5年度の補助対象経費として出金伝票が作成されていた。令和5年度の補助対象経費額が補助金額を上回っており、交付確定額に影響はないものの、予算執行における補助金の精算にあつては会計年度独立の原則に基づく運用への改善を求める。</p>	<p>補助対象経費の精算にあつては、会計年度独立の原則について改めて説明するとともに、過年度支出のないように適切な処理を行うように求めました。</p> <p>また、実績報告の確認の際には、原則に基づく適正な処理が行われているか確認するよう努めます。</p>

	<p>また、実績報告の確認の際には、上記原則に基づく運用へ確認に努められたい。</p> <p>(改善事項：浦安市老人クラブ連合会、高齢者福祉課)</p>	
--	--	--